平成２１年（フ）第１６９７号
福岡市博多区千代５丁目５番39―806号
債務者　柳原　一江
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７３８号
福岡県福津市津屋崎３丁目11番６号
債務者　宮川　晶子（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７４９号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　18棟102号
債務者　波多野　雪（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７５１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原592番地１サンハイツ工藤301号
債務者　上山マユミ
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７６５号
福岡市東区唐原５丁目７番12―202号
債務者　宇出　誠
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７６６号
福岡市東区唐原５丁目７番12―202号
債務者　宇出めぐみ
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９３４号
福岡県糟屋郡志免町王子１丁目18番１―306号
債務者　アド・ブレーン・トラストこと　近藤博志
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９７８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲341番地12
債務者　山崎　和人
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７８号
鹿児島県薩摩川内市入来町副田6075番地
債務者　古川　弘子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第８１号
鹿児島県薩摩川内市平佐町3734番地13コーポ中ノ原103
債務者　中島希代己
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第８９号
鹿児島県薩摩郡さつま町旭町７番地２　リバーサイドビュー101号
債務者　日當瀬裕二
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第９９号
鹿児島県薩摩川内市大王町５番20号
債務者　森永テル子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
鹿児島県阿久根市赤瀬川265番地　特別養護老人ホーム桜ヶ丘荘、住民票上の住所鹿児島県阿久根市大川12800番地
債務者　花田　榮治
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
鹿児島県出水市高尾野町上水流932番地５ウッドタウン高尾野団地県営２号
債務者　有木　克哉
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
鹿児島県阿久根市西目1263番地２
債務者　嶽本　師憲
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
鹿児島県薩摩川内市中郷２丁目９番31―１号ラッキーセブンⅡ203号室
債務者　大山美智子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2350番地市営宮下住宅９―43
債務者　幸福めぐみ
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
鹿児島県薩摩川内市百次町852番地７堀アパート201、前住所鹿児島県いちき串木野市春日町29番地３
債務者　平屋真由美
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係